



労働安全衛生規則の一部を改正する省令案の概要について（諮問） （SDSにおける通知事項の追加関係）

第189回安全衛生分科会資料

厚生労働省労働基準局安全衛生部化学物質対策課

労働安全衛生規則の一部を改正する省令案の概要（諮問）

1. 改正の趣旨

- 危険性・有害性が確認された化学物質については、当該化学物質取扱事業者によるリスクアセスメントの的確な実施のため、**譲渡・提供者に、化学物質取扱事業者への危険性・有害性情報の通知（SDSの交付）を義務付けている。**
- 令和7年の安衛法等一部改正法では、
 - ① 安衛法第57条の2第1項に規定する通知義務違反に罰則を設けるとともに、
 - ② 同条第2項に規定する通知した事項を変更した場合の再通知について、努力義務規定を義務規定とした。
- その通知事項については、「今後の労働安全衛生対策について（建議）」（令和7年1月）において、「法令で定める必須通知事項（略）について、よりの確なリスクアセスメントの実施を確保する観点から、
 - ・CAS登録番号等、成分名を特定できる一般的な番号
 - ・呼吸用保護具を使用する場合に選択すべき呼吸用保護具の種類（防毒用の場合は、加えて成分に応じて使用すべき吸収缶の種類）
 - ・含有される化学物質に応じ、保護手袋として不適当な材料
 - ・含有される成分ごとに適用される法令等を追加することが適当である。」とされたところである。
- これを踏まえ、罰則付きの義務となるSDSの交付に係る通知事項に関し、SDSによる通知事項のうち安衛法第57条の2第1項第7号により省令に委任される事項を改正し、**項目を追加する。**

労働安全衛生規則の一部を改正する省令案の概要（諮問）

2. 改正の概要

- 安衛則第34条の2の4を改正し、SDSの通知が義務付けられる事項として以下の事項を追加する。
 - 成分を特定することができる固有のものとして広く用いられる番号（当該番号がない場合及び当該成分に係る情報を代替化学名等により通知する場合を除く。）
※ 当該「番号」はCAS登録番号等であることについて、通達において明示する。
- 【「想定される用途及び当該用途における使用上の注意」のうち次の2事項を明記することを規定】
 - 成分に応じた適切な呼吸用保護具の種類（そのまま又は取扱説明書に従って混合する等により使用時の成分組成が明らかな場合に限る。）（呼吸用保護具が防毒用の場合は吸収缶の種類を含む。）
 - 成分に応じた不浸透性の保護手袋の材料として不適切なもの（当該成分が不浸透性の保護手袋の使用義務対象物質に該当する場合に限る。なお、当該事項が記載されたウェブサイトのアドレスの通知で代えることができる。）
- 【「成分に適用される法令に係る事項」のうち次の事項を明記することを規定】
 - 成分の化学物質の区分（ただし、当該成分が安衛法令・女性則に規定される特定の化学物質の区分に該当する場合には、定められた略称（※）等で代えることができる。）
※ 危険物（安衛法）、特定化学物質（安衛法）、四アルキル鉛、有機溶剤（安衛法）、鉛等、リスクアセスメント対象物、濃度基準値設定物質、がん原性物質（安衛法）、皮膚等障害化学物質等、妊産婦就業規制物質
- その他所要の改正を行う。

3. 公布日等

- （1）公布日：令和8年10月（予定）
- （2）施行日：令和12年4月1日

<参考>

ひと、くらし、みらいのために

論点 1 : SDSの交付等による危険有害性情報の通知制度の履行確保について

第167回労働政策審議会安全衛生分科会 資料 1 抜粋

論点：新たな化学物質規制が施行され、対象となる化学物質が増加する中で、化学物質のリスクアセスメント等の的確な実施のため、SDS等により通知される危険有害性情報の重要性が増している。

SDS等による危険有害性情報の通知制度の履行確保についてどう考えるか。下記中間取りまとめのポイントに沿って対応することによいか。

中間とりまとめのポイント

現在、化学物質の譲渡・提供者に対して、SDSの交付等による危険性又は有害性情報等の通知が義務付けられている。

SDS交付等を徹底するため、

- SDSの交付等による危険性又は有害性等の情報の通知の義務（安衛法第57条の2第1項）に罰則を設けること。

SDS等の通知事項を変更した場合、変更された通知事項を迅速かつ確実に伝えるため、

- 変更された通知事項の速やかな通知の努力義務（安衛法第57条の2第2項）について義務規定とすること。

※ 上記及び論点2について、施行まで5年程度の周知期間をおき、その間、通知の電子化・標準化等の推進のため、国が一定の支援を行う。

（令和6年8月化学物質管理に係る専門家検討会報告書（以下、「報告書」という。）Ⅲ第3の1）

（参考）安衛法における規定

- ラベルによる容器等への危険・有害性の表示の義務（罰則有り）（第57条第1項）
- SDS交付等による危険・有害性情報の通知の義務（罰則無し）（第57条の2第1項）
及び通知事項に変更が生じた際の通知の努力義務（同条第2項）

論点：化学物質を取扱う事業者等が、リスクアセスメントを的確に実施し、その結果に基づく措置を適正に実施するため、SDS等の通知事項の充実についてどう考えるか。下記中間取りまとめのポイントに沿って対応することにより。

中間とりまとめのポイント

現在、化学物質の譲渡・提供者がSDS等で通知しなければならない事項（安衛法第57条の2、労働安全衛生規則（以下、「安衛則」という。）第34条の2の4で規定されている事項）は以下のとおりであるが、

【現行の記載事項】

安衛法第57条の2

- 名称
- 成分及びその含有量
- 物理的及び化学的性質
- 人体に及ぼす作用
- 貯蔵又は取扱い上の注意
- 流出その他の事故が発生した場合において講ずべき応急の措置
- 上記のほか厚生労働省令で定める事項

安衛則第34条の2の4

- 通知を行う者の氏名（法人にあつては、その名称）、住所及び電話番号
- 危険性又は有害性の要約
- 安定性及び反応性
- 想定される用途及び当該用途における使用上の注意
- 適用される法令
- その他参考となる事項

- ・ リスクアセスメントを的確に実施するため、通知の内容について下記の事項を拡充すること。（報告書 Ⅲ第1）

【必須とする事項】

- ・ CAS登録番号等、成分名を特定できる一般的な番号
- ・ 含有される成分ごとに適用される法令等

※ 特別規則適用物質や危険物、リスクアセスメント対象物質、皮膚等障害化学物質等、がん原性物質、濃度基準値設定物質、女性労働基準規則第2条第1項第18号の妊娠中の女性を就かせてはならない業務の対象物質

- ・ 含有される皮膚等障害化学物質、特別規則に基づく不浸透性の保護具等の使用義務物質については、適当でない保護手袋の材料（ネガティブリスト）
- ・ 呼吸用保護具を使用する場合に選択すべき呼吸用保護具の種類。防毒用の場合には、成分に応じ使用すべき吸収缶の種類

中間とりまとめのポイント

【記載することが望ましいとする事項】

- ・ 想定される用途及び当該用途における使用上の注意について、使用上の制限を重点に記載
 - (1) 物理的危険性を有する物質については、爆発限界や引火点
 - (2) 急性毒性に区分される物質等、急性の健康影響を有する物質については、換気等のばく露低減措置や作業内容に応じた保護具の使用が必要であるという注記
- ・ 人体に及ぼす作用（危険有害性情報）に、労働基準法施行規則第35条及び別表 1 の 2 で定める業務上の疾病の対象物質である場合はその旨
- ・ 流出その他の事故が発生した場合において講ずべき応急の措置について、
 - (1) 救急隊員が到着する前に行うべき応急措置
 - (2) 医師が治療方針を決定する際の問い合わせ先
- ・ 貯蔵又は取扱い上の注意における保護手袋について、
 - (1) 最終的に消費される段階の製品については、推奨する保護手袋の材料（ポジティブリスト）
 - (2) 保護手袋の「厚さ」
 - ① 作業内容や作業時間によって必要な耐透過レベルを決定し、厚さ（及び材料）を選択することを明示
 - ② 標準的な使用方法に基づいて必要な耐透過性レベルが特定できる場合は、当該耐透過性レベル及び保護手袋の厚さ・材料
- ・ 貯蔵又は取扱い上の注意における呼吸用保護具について、ガス・蒸気とミスト状の液体等の粒子状物質が混在する作業を行うことが想定される場合は、防じん機能及び防毒機能を有するろ過式呼吸用保護具等を使用する必要があること

（参考）「今後の労働安全衛生対策について」（労働政策審議会建議（令和 7 年 1 月 17 日））

今後の労働安全衛生対策について（報告）（抜粋）

3 化学物質による健康障害防止対策等の推進

（略）

（1）化学物質の譲渡・提供時における危険性・有害性情報の通知制度の改善等

ア 化学物質の危険性・有害性情報の通知制度の履行確保

（ア） 通知義務の履行確保の観点から、安衛法第57条の2第1項に規定する通知義務違反に罰則を設けることが適当である。また、通知した事項を変更した場合の再通知については同条第2項に基づき努力義務となっているところ、これを義務化することが適当である。

（イ） 法令で定める必須通知事項（（ア）を踏まえ罰則付きの措置義務事項となる）について、よりの確なリスクアセスメントの実施を確保する観点から、

・CAS登録番号等、成分名を特定できる一般的な番号

・呼吸用保護具を使用する場合に選択すべき呼吸用保護具の種類（防毒用の場合は、加えて成分に応じて使用すべき吸収缶の種類）

・含有される化学成分に応じ、保護手袋として不適当な材料

・含有される成分ごとに適用される法令等

を追加することが適当である。

（ウ） （ア）及び（イ）の見直しは、事業者が新たに必須となる通知事項に対応するためには一定の期間を要し、かつ、流通の各段階において化学物質を譲渡・提供する全ての事業者において対応が必要になることを踏まえ、施行までの十分な準備期間を確保するとともに、その間、国において通知の電子化・標準化を進めるための支援に取り組むべきである。

イ （略）

（2）（略）

労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律（令和7年法律第33号） 附帯決議（化学物質関係）

参議院厚生労働委員会（令和7年4月10日）

九 化学物質の自律的管理制度への転換に伴い、譲渡・提供先への危険・有害性情報の確実な伝達と、リスクアセスメントに基づいた適切な措置が講じられるよう、事業者に対する周知の強化に取り組むこと。また、法令に関する知識や管理体制が必ずしも十分でない中小企業に対して、必要な支援を行うこと。

十 成分名の一部を代替名表示することが認められる場合であっても、通知対象物による健康障害が発生するおそれがある際には、医師・労働基準監督署に対して、必要な情報が迅速に開示されるよう制度運用に万全を期すること。

衆議院厚生労働委員会（令和7年5月7日）

二十一 化学物質の自律的管理制度への転換に伴い、譲渡・提供先への危険・有害性情報の確実な伝達と、リスクアセスメントに基づいた適切な措置が講じられるよう、事業者に対する周知の強化に取り組むこと。また、法令に関する知識や管理体制が必ずしも十分でない中小企業に対して、必要な支援を行うこと。（参九と同様。）

二十二 成分名の一部を代替名表示することが認められる場合であっても、通知対象物による健康障害が発生するおそれがある際には、医師・労働基準監督署に対して、必要な情報が迅速に開示されるよう制度運用に万全を期すること。（参十と同様。）

二十三 化学物質の自律的管理制度への転換に伴い、危険・有害性情報の伝達が必要となる化学物質が増加することから、ラベル表示や文書の交付について、化学物質に関する知識が必ずしも十分でない作業従事者にとって、よりわかりやすい記載を検討すること。

二十四 有資格者による個人ばく露測定の実施義務化について、労働者が化学物質にばく露する程度を最小限とするため、事業者に対し制度の周知徹底を図ること。また、事業者の取組状況を把握し、適宜、化学物質管理対策に反映すること。